

令和4年第3回太良町議会（定例会第2回）会議録（第3日）						
招集年月日	令和4年6月7日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	令和4年6月14日	9時30分	議長	坂口久信	
	閉会	令和4年6月14日	11時18分	議長	坂口久信	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席10名 欠席1名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	山口一生	出	7番	田川浩	出
	2番	西田辰実	欠	8番	江口孝二	出
	3番	松崎近	出	9番	所賀廣	出
	4番	坂口久信	出	10番	川下武則	出
	5番	待永るい子	出	11番	久保繁幸	出
	6番	竹下泰信	出			
会議録署名議員	7番	田川浩	9番	所賀廣	10番	川下武則
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 今泉哲也		(書記) 針長俊英			
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	永淵孝幸	環境水道課長	川崎和久		
	副町長	每原哲也	農林水産課長	今田徹		
	教育長	松尾雅晴	税務課長	中川博文		
	総務課長	田中照海	建設課長	浦川豊喜		
	財政課長	西村芳幸	会計管理者	山崎浩二		
	企画商工課長	津岡徳康	学校教育課長	萩原昭彦		
	町民福祉課長	森川陽子	社会教育課長	安本智樹		
	健康増進課長	中溝忠則	太良病院事務長	井田光寛		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和4年6月14日（火）議事日程

開 議（午前9時30分）

- 日程第1 報告第1号 令和3年度太良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第2 報告第2号 令和3年度太良町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第3 報告第3号 令和3年度町立太良病院事業会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第4 報告第4号 令和3年度町立太良病院事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第5 議案第23号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第6 議案第24号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第7 議案第25号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第8 議案第26号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第9 議案第27号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第10 議案第28号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更について
- 日程第11 議案第29号 令和4年度太良町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第12 議案第30号 令和4年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第31号 令和4年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第32号 令和4年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 閉会中の付託事件について
- 追加日程第1 議案上程
町長提案 議案第33号
町長の提案理由の説明
- 追加日程第2 議案第33号 太良町防災行政無線整備事業請負変更契約の締結について

午前9時30分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表のとおりに進めます。

日程第1 報告第1号

○議長（坂口久信君）

日程第1. 報告第1号 令和3年度太良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、以上、報告第1号を終わります。

日程第2 報告第2号

○議長（坂口久信君）

日程第2. 報告第2号 令和3年度太良町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○6番（竹下泰信君）

1ページの繰越計算書を見ますと、その説明書きによりますと、地質調査の結果、当初計画よりも土質が悪いことが判明したため計画変更を行うことになったということですが、地質調査につきましては計画書を作成するときにするべきではなかったかというふうに思ってますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

今回の事故繰越の大きな理由としましては、地質調査の結果によって土質が悪くてこういうふうになったってことですが、こういう災害工事ですけど、査定、設計において地質のほかの今までの事例とかを見て、査定においてこういう工法でできるということでしたけど、実際昨年夏前ぐらいに地質調査をした結果、物すごい当初の想定よりも土質が弱かったというかもろかった、そういう感じで全体を考えて、計画的に年内にできないということで、今回予期せぬことで事故繰越ということでした。

一番最初から、査定の前からそういう調査とかをしておればよかったんですけど、今回はそれは査定とかの時期的にもう間に合わなかったということで、こういうことになっております。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

地質調査につきましては、そしたら当初計画のときにも一応実施はしたということなんですか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

地質調査については、本来は査定を受ける前にするべきものなんですけど、令和2年の災害のときはうちばかりでなくよそも多く、地質調査の業者といっても限られておりますけど、そういう業者もなかなか手配することができなくて、査定というのは大体年内12月までってことで決まっておりますので、それに間に合わないために、今回は近くの土質状況の結果とかあそこの広域農道を造ったときの工事の結果とかを見て、あくまで推定ということですけどそう変わらないだろうということで査定を受けてこういうふうになっております。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

こういう大きな事業については、忙しいかもしれませんがも事前にそういう調査は前もってすべきだというふうに思いますので、今後はそういうかかることがないように、ぜひお願いをしたいと思います。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、以上で報告第2号を終わります。

日程第3 報告第3号

○議長（坂口久信君）

日程第3. 報告第3号 令和3年度町立太良病院事業会計継続費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○9番（所賀 廣君）

継続費の総額が約2億7,800万円とありますが、まずこのリハビリテーション室拡張工事の工期について、これはいつからいつまでになってたでしょうか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

工期については、令和4年1月27日から令和4年9月30日となっております。

○9番（所賀 廣君）

今年の9月30日までなんですけど、現在の工事の進捗状況、工程表と見比べた場合に現在の進捗状況は何%ぐらいですか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

すみません、専門的なところがちょっと分からない部分がありますが、当初予定されていた工程表どおりに今進んでいるところです。

今、全体のコンクリートの流し込みまで済んでいるような感じですか。すみません、専門的な言葉が出てこないんですが、工程表どおり今のところ順調に進んではいます。

○9番（所賀 廣君）

通って見てみるわけですが、柱型、壁、確かに今言われたようにコンクリートの打ち込みが完了したかなというふうに見えるわけですが、その割には工期が9月30日まで、どうかなって心配なところがあるんですが、これは実際現場の方でないとは分らないところがあるかも分かりませんが、工程表どおりということを感じてもう一回大丈夫なのかの確認を事務長のほうでやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

2週間に1回工程会議もやっておりまして、その折に打合せと一緒に入っておりますので、その折に進捗状況を毎回確認はしておりますので、そこでもう一回、最後9月30日に完了するかというのを確認をしたいと思います。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、以上、報告第3号を終わります。

日程第4 報告第4号

○議長（坂口久信君）

日程第4．報告第4号 令和3年度町立太良病院事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、以上、報告第4号を終わります。

日程第5 議案第23号

○議長（坂口久信君）

日程第5．議案第23号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第23号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり承認されました。

日程第6 議案第24号

○議長（坂口久信君）

日程第6. 議案第24号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○11番（久保繁幸君）

改定条例文を読みましても分かりません。いつもいつもなんですが、税条例にしては難しいもので、分かりやすく説明をしていただきたいと思いますが、よろしいですか。

○税務課長（中川博文君）

お答えいたします。

今回の改正につきましては、ほぼ住宅借入れ控除の期間の延長及び、固定資産税で太陽光とかがありますけども、その償却資産の特例の延長というのがメインになっております。

以上です。

○11番（久保繁幸君）

16ページあたりの、1,000万円以下が、これが扶養家族ですか、133万円、900万円以下は95万円、その辺の違いはどのような違いなんですか。

○税務課長（中川博文君）

お答えいたします。

ここに書いてある1,000万円というのは、控除を受けようとする人の限度額が1,000万円ということで、その控除対象配偶者のほうが900万円というような形で、今回所得税と同様な形で税改正のほうを行っております。

以上です。

○11番（久保繁幸君）

もう一丁分らんところを聞きます。

附則の10条3項、熱損失防止改修住宅とかその下に専有部分とか工事等とかいろいろある

んです。その説明もしていただけますか。分かりません。

○税務課長（中川博文君）

お答えいたします。

これは住宅の熱損失防止対策ということで、窓等そういうふうな断熱効果があるものを改修した場合に対象になるという形で、今回字句のほうが地方税法のほうで改正されておりますので、それに合わせて字句の改正を行っております。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

町長説明の18ページですけれども、3点目といたしまして固定資産課税台帳を閲覧する場合のことを書いてあります。この中で、人の生命または身体に危害を及ぼすおそれがあると認められた場合につきましては、そのほかにもありますけれども、一定の措置を講ずることができるよう見直しを行うということになってますけれども、この人の生命または身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合ということがありますけれども、誰がこれを認めるのか、一定の措置というのはどういう一定の措置を考えられておるのかお尋ねしたいと思います。

○税務課長（中川博文君）

お答えいたします。

対象は、恐らくDV被害者です。その方が対象ということで考えております。

なお、一定の措置につきましては、総務省令で住所を記載しないことができるというふうな定められておりますので、住所を記載しないというふうな取扱いになります。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

DVの被害というんですけれども、それ以外に例えば人の生命、身体に危害を及ぼすということが考えられる場合があるんじゃないですか、DV以外の案件についても、DVに限ってということになるわけですか。

○税務課長（中川博文君）

お答えいたします。

身体に危害がある場合ということですが、本人等の申出により総合的に判断してそういう場合が適当であるという形になれば、こちらのほうでその措置を講じた証明書等を発行する形になります。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

先ほど言いましたように、それを誰が認定するのか。この、人の生命または身体に危害を及ぼすおそれがあるということが認められるということですが、それを誰が認めるのか。

それと、最後のところの、以上のほか条文の整理等所要の改正も行っているということですが、このほかに行った事例もこれに掲載すべきじゃなかろうかというふうに思いますが、それについてはいかがですか。

○税務課長（中川博文君）

お答えいたします。

総合的な判断は税務課のほうで行うようになると思います。

それと、所要の改正ですが、これにつきましては字句等の改正等を行っております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第24号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり承認されました。

日程第7 議案第25号

○議長（坂口久信君）

日程第7. 議案第25号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第25号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり承認されました。

日程第8 議案第26号

○議長（坂口久信君）

日程第8．議案第26号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。
質疑の方ありませんか。

○7番（田川 浩君）

これは、町民の方に1人当たり1万5,000円とか2万円とか商品券を配ってもらって町内の事業者の下支えと町内における消費の喚起を図るものということで、町長答弁のほうで説明をしてもらいました。

まだまだ、このコロナ禍が続いております。最近ようやく少しだけ収まっている気配がしてきましたが、まだまだ商工業の事業者においてはダメージが大きいという実感は持っております。ただ、今回で3回目になると思いますけれどもこのような施策をもらい、商工会の事業者さんは約250事業者いらっしゃいますけれども、とてもありがたいという声が商工会のほうにも届いているということを聞いております。

ただ、先ほども言いましたように、皆さんが思うよりもまだ商工業のほうも回復をしておりませんで、例を言いますと、5月末で締め切られましたけど、国のほうで復活支援金というのを、給付事業ですけどやっておられました。これの対象となる事業所というのが、コロナ前の売上げと比べて3割または5割減になった事業所が対象になるという事業でございました。要するに、まだまだそういった事業所があるということで、国もそこを対処しているのだと考えております。皆さんが思うよりも多分商工業の事業所は大変ということ、まず分かってもらいたいと思います。

それで、今回確認をしておきたいんですけど、この事業をもう3回行ってもらっていますけれども、先ほど言いましたように町民の方に商品券を配布して、町内の事業所の下支えと町内における消費の喚起を図るということで説明をしてもらいましたけれども、どっちのほうか、町内事業所の下支えが優先なのか、それとも町内における消費の喚起のほうか、ここをきっちりしておかないと議論が飛んじゃうんです。商工業の事業者を支えるということになると、それに沿った今までのようなことになるでしょうし。ここのところを、どっちが優先、一義的なのかというのをまず確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（永淵孝幸君）

優先は、この制度が2年、3年としてきておりますけども、あくまでも町内の事業所、そういったところを支えるのが目的です。それをやるに当たって町内の町民さんに商品券を配布して、それで町内に限ってこういうことで使ってくださいというふうなことでございますので、まずは町内の事業所優先というふうなことでございます。

以上です。

○7番（田川 浩君）

よく分かりました。町内の事業所を下支えするのが優先ということでございます。

それで、この対象となる事業所、今は町内に本社がある事業所ということで、商工会に加盟している、加盟していないに関わらず、商売をやっている事業所であれば、私も参加しますよということで参加できることになっておりますね。

それで、今町長が言われたように町内の事業所を下支えするのが優先ということであれば、これからもこういった事業をやる場合には町内に本社を持つ事業所が対象になっているのが理想的だと思っております。といいますのも、プレミアム付商品券のとき、またこれは全然違う事業ですけど、外からの資本の入った大型店さんも入られたことがあります。そのときに使用の金額のほうが7割、8割がそちらのほうに流れてしまったということがございますので、私としてはこれからも、こういった非常時ですのでどこも困っていらっしゃいますので、町内に本社がある事業所さんのほうに限定してやってもらいたいと思っておりますけれど、これについてこれからの見通しといいますか、またあった場合とかはどうなるのか、いかがでしょうか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

事業の制度の中身のルールに従って、国とか県からのお金が入ってくる場合はそれに準じた形で仕事をしなくてはいけないという制約があるかもしれませんが、町単独事業ということであるのであれば、これはもう町長の指示どおりの仕事をするというのみでございます。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

分かりました。

それで、最後にこの商品券事業のいいところ、私も事業所をやっておりますので言っておきます。

まず、国から復活支援金等の支援金、給付金が入ることもありますけれど、それは通帳のほうにお金が入るわけです。ただ、商品券を配ってもらうということは、それを持ってお客さんが来るわけです、お店のほうに。私たちは商売をやっている何がやりがいがあるといったら、ただもうければいいことじゃなくて、やっぱりお客さんがじかに店に買いに来てくれてそこでいろいろなその地域の話をしていながら商売をやっていくということが、地域のコミュニティーをつくる一つの一助にもなってることでしょうし、また例えば独居の高齢者の方が来たような場合には見守りにもなると。それでまた、買いに来る人はそこまで歩いてくるので、介護予防にも少しは寄与したんじゃないかと、そういった人と人とのつながりができる

ということで、私たちも対面で商売ができるということで非常にありがたく思っております。いろいろ町内事業者さんがありますけれど皆さん頑張っておられますので、そういった方々の火を消すことがないようにこれからも続けてもらいたいと思っております。

以上、私の感想でした。答弁は要りません。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

今回配布される地域共通商品券について、町内事業所の方々が厳しい状況に置かれているというのは私も承知をしているつもりであります。

今回、総計で1億5,000万円ほど、委託料としては1億3,000万円ほどですけれども、これまでも配布がありましたけれども、この経済効果です。これだけ使ってどのような効果があったのか、例えば事業所の所得が上がったとかそういう検討はされたのか。されてるならば、その検討結果を伺いたいと思います。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えします。

そういった調査は行っておりません。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

これだけの予算を使って行う事業ですと、やはりその効果というのは試されるべきではないかというふうに思ってますけれども。今回総額で1億5,000万円ほどをするわけですから、その効果というのもぜひ検討をしていただきたいというふうに思います。

○町長（永淵孝幸君）

今、課長が言いましたように、事業者さんに一件一件例えばアンケートを取って行って、効果がありましたか、全部ありましたよと言われると思いますよ。今までそういった使い方をしてもらってなかったのに商品券があったからうちの店でも使っていただいたというふうなことで、それは全部調査すれば効果があったと言われると思います。

それで、例えば各個人にしても、今まで何ももらわなかった、これをもったからいろいろに利用できたというふうなことで、それは効果があったと言われると思いますよ。1億3,000万円ぐらいの金ですので、使う側にしてもそこを利用していただいた事業者さんにしても効果はあったと。それを効果がなかったと言う人はほぼいないんじゃないかなと思います。

そういったことで、効果を調べというのはするとが当たり前かも分かりませんが、そこまでしてやるのか、そこら辺は検討したいと思います。

お店屋さんにも議員も聞いてみてくださいよ。効果はどうやったねとか、あんたの店使ってもらったねとか。そういったことを効果を一々、我々は効果があると思って計画してるわけ

ですから、それを効果が出たか出なかったかという判定をここで調査をなさいと言われてれば、せんってはいわれんでしょうけども、そこら辺については多忙になっていって、した暁にじゃあ効果がなかったからという回答をする人は、私は、それを言えばしてもらえんと思うから、みんな効果があったと言われると思いますけどね。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

前回は効果があったということで、こういう配布があつてますから助かってますという声は町民の方にも聞いてますし、事業所の方からも聞いてはおります。

やっぱり、町としてはこれだけの金を町民の方に配布してそれで買ってもらうという事業所がありますので、効果はあつてますけれども実際どれくらいの効果があつてというような、そういう二次的な効果もあろうというふうには思つてますので、その辺のところは予算をこれだけ出すわけですから把握をしとくべきではないかというふうに思つて発言したわけですけど。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

趣旨としましては先ほど町長が答弁したとおりでございますけれども、例えば1億3,000万円の商品券を発行したということの効果でございますけれども、現実問題としてその1億3,000万円が貯蓄などには収まらずにきちんと市場で流通をして購買に回ったということがはっきり分かるものでございます。それは、経済が回ったということでございます。つまり、経済効果としては1億3,000万円の効果があつたと言っても間違いではないと私どもは思つてるところでございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

もちろん、これだけ配って、この前の説明会では98.6%ぐらいが使われたというような説明がありましたけれども、私が思うのは、それ以上の効果があつてはななかりかというふうに思うんです。例えば、コロナの関係で50%の落ち込みがあつたですけれども、それを補充して70%、80%になつたというふうなところもあるでしょうし、その際は経営的な補填につながつたというふうに思つてますので。ですから、その辺のところもせつかくの金をこれだけ使つてやるわけですから、一人一人を聞けというわけじゃなくて、大きなところを効果があつたのか、それとももう少しやつたほうがよかつたのかとかそういう意味での対応ですけれども、検討をぜひしたがいいというふうに思つてます。

○町長（永淵孝幸君）

先ほどから課長も言いますように、1億3,000万円の効果がそれ以上にあつたのか、なかつたのかという判定も事業者さん、券をもらった方に言えば、ほぼあつたと言われると。

要は、事業者さんなんですよ。今までうちあたりにいろいろ買物にも来てもらえなかったけれども、うちでもこれだけ何十万円とかあったとかという話も聞いております。そういったところが効果であって、今まで利用してもらっていなかったお店でもこういう券をしてもらったおかげで利用していただいたというふうなところが効果であって、そこをあえて、どういう形でやるのか、議員がどういう考えを持っておられるのか分かりませんが、商工会あたりに聞いてするぐらいは分かるわけです。しかし、一件一件例えば事業者さんに効果はどがんでしたかというふうなことをやるのか、それは無理だというふうなことを私は申し上げてるわけです。ですから、方法論ですけども、そこら辺がもしもあれば教えてください。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○1番（山口一生君）

今回この商品券をやるに当たって、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金定額というので9,400万円出てると思うんですけども、この定額はどういうふうに算定をして国から来るのか、そのあたりを教えてください。幾らの額が来るというのがどういうふうに決まってるかということです。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

この交付金につきましては国のお金でございますけれども、国の算定の方法といたしましては、各自治体ごとの人口の規模及びその中でコロナの感染者の数等を勘案して国のほうで算定をされた金額だということでございます。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

コロナの感染者数等というのがありますけれども、その辺をもう少し細かく教えてもらってもいいですか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

算定の方法につきましては明らかにされておりませんので、具体的なことは分からないということでございます。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

国から来るお金なので、その算定の方法はブラックボックスという分からない部分も多いということですね。

こちらの使用する用途については、国から制限だったり、そういったものというのは特に

あるんでしょうか。

○財政課長（西村芳幸君）

お答えします。

前任として私が知り得る限りの答弁になりますけど、今回は通常分といってコロナ感染症の拡大による影響を受けた事業者支援とかそういった部分について使用できるものが、通常分というものでございます。

それと、今現在国から情報として来てるものが、現在の物価高騰、原油高騰等による支援分ということで、令和4年度はまたそちらのほうの交付金が手当てされることになっております。

それともう一点、昨年12月の補正予算で計上しておりましたけど、こちらでもコロナ感染を収めるための事業者支援分ということで、こちらについては、当町のほうでは感染防止のためのオンライン会議とかそういったものを行うための機器等を購入する分で、今現在ではその3つ、通常分、事業者支援分、それと物価高騰、原油高騰等分と、この3つがございます。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第26号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり承認されました。

日程第9 議案第27号

○議長（坂口久信君）

日程第9. 議案第27号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○1番（山口一生君）

今回、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業費補助金ということで新たな補助金だと思うんですけども、こちらの内容について詳しく教えてください。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

こちらの給付金については、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で様々な困難に直面した方々が速やかに生活、暮らしの支援を受けられるように支給されるものでございます。

以上です。

○1番（山口一生君）

もう一つ、子育て世帯生活支援特別給付金事業ということでありませけれども、これはその住民税非課税世帯等とはまた別に実施をされるということでしょうか。内容について詳しく教えてください。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

こちらと同じく、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で子育て世代の雇用動向が悪化しており、失業や収入減少の中で子育ての負担も担わなければならない低所得者の世帯に対して、心身等に大きな困難を抱えている、また失業や収入減少の中で食費等の物価高騰等の影響を受け、低所得の子育て世帯の家計が悪化しているというような、このような新型コロナウイルス感染症の影響を受けて損害を受けた低所得者の世帯に対して、見舞いという観点から支給するものでございます。

以上です。

○1番（山口一生君）

こちら生活支援ということで国から来ているという理解をしてるんですけども、こちらは自分が該当するかどうかというところをどうやって知るのか、手続等はどういうふうになっているのか、そういったところを教えてください。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

こちらのほうはプッシュ型ということで、こちらのほうで一応低所得者の方の非課税世帯の分についてはあらかじめ調べまして通知を出します。通知を出したところは確認書というところを出しておりますので、それを提出していただくということになります。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第27号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり承認されました。

日程第10 議案第28号

○議長（坂口久信君）

日程第10. 議案第28号 佐賀県市町総合事務組合理約の変更についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第28号 佐賀県市町総合事務組合理約の変更について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第11 議案第29号

○議長（坂口久信君）

日程第11. 議案第29号 令和4年度太良町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○5番（待永るい子君）

大橋図書館の……（「ページ数、ページ数」と呼ぶ者あり）

25ページだそうで、すみません。

いや、金額じゃなくて内容やったけん。

大橋図書館の今度倉庫を造られる件について、倉庫を2つ造るというふうに聞いておりま

すけれども、2つ造られる理由とそれから中に入れられるものについてお伺いをしたいと思
います。

○学校教育課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

1点目の2つの倉庫ですけれども、理由につきましては、蔵書数が増大になっておること
に伴いまして、そこには整理が当然必要ですけれども、必要な書類は後世に残すという観点から、
整理するスペースの確保ということで倉庫を2軒準備をいたしております。

それからもう一点は、中に入れるものということですが、昨日の議案調査のほうでも
若干説明いたしましたけれども、大橋リュフさんからの大切な贈呈のものに関する資料など、
安全に、比較的頻度が高いものとかそういった利用されるものにつきましては大橋図書館の
ほうで御覧いただくと。その辺の頻度によりまして、安全に保管する意味でも倉庫を活用
しながら取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○5番（待永るい子君）

図書館の中に本が多くなったので要するに倉庫が必要だというふうに理解をしてるん
ですけれども、それは図書館で管理ができる範囲の本の数というか、それを目安にして今後は
いかれることは考えられないのでしょうか。やっぱり、新刊書をどんどん買って数
が増えてきますので、その辺の対処をどういうふうに考えてありますか。

○学校教育課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

一時的なもの、そういった長期間にわたらないものであればある程度整理はできると
思いますが、数十年にわたって後世の方も見る機会があるというものは、やはり取って
保管をすべきだと思っておりますので、当然整理をしながらの保管をしていきたいと思
っております。

以上です。

○5番（待永るい子君）

図書館は小・中学校にもありますし、そういうところに本をやったり取ったりとか
そういうのを考えられたり、あとどこかの市町で町民さんに本を差し上げるという
か、欲しいのがあったらどうぞという感じで年に1回してはるところもあったので、
今後はそういうのも対応しながら、どんどんどんどん増えるから
どんどんどんどん倉庫を造ってそこになおしていくという
考え方じゃなくて、その図書館で管理ができる状況というの
に変換していくのが本来の姿じゃないかなと思
いますけれども、その辺はどういうふうに考えられますか。

○学校教育課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

1点目の学校の管理につきましては、各小・中学校とも情報交換をしながら必要なものがあればそちらのほうに交換というか、一定の期間なりそういうような形で交流といいますか、図書の交流というのも検討していきたいと思います。

2点目の、処分といいますか、そういった状況につきましては、以前私の記憶では、古い本などは何かそういうチラシがあって少し町民さんに還元をされた記憶はございます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○11番（久保繁幸君）

21ページの観光費の件についてお尋ねいたしますが、観光費の消耗品費の36万円と、備品購入費の6万円、ふたつ星の歓迎事業というふうな報告だと思うんですが、これはどのような歓迎事業を行われる予定なのか。あと3か月なんですが、どこでどういうふうなものをやられるのかお尋ねいたします。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

この分につきましては、西九州新幹線の開業とともにこちらの長崎本線のほうにふたつ星という企画列車が走るようになります。これは、佐賀と長崎にわたって長崎本線経由で武雄から出発して多良を通過して、そして長崎までが往路です。復路が、長崎から今度は大村線を通してそしてまた武雄のほうに戻るといって、多良岳をぐるっと一周回るといって、そんな企画列車でございます。

そのところで、その企画列車の中で地元の景色や味、いろんなものを堪能していただきながらお客様に旅行していただくというような企画列車でございますけれども、太良町に4分から7分間の間停車をするという情報があります。そういった中で、お客様に対して太良町をPRするチャンスだということもございますので、そのところで消耗品費とかを計上させていただいて、太良町に停車したときに観光協会とか町の職員とかと一緒に乗り込んで町の物産を売り込む、そのための費用として、想定としては太良町の特産品のミカンとか、あとはもろもろそのときに合いそうなやつを見繕って用意してノベルティとして配る、次は太良町においでくださいねと、おいしいものがたくさんそろってますよというようなことをPRしていきたいというふうに思って予算を計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

9月23日、西九州ルートの開業日です。それは分かっております。その開業日の中でこのふたつ星に乗ってこちらのほうにおいでになるお客様があるのかと、そこを私は危惧しております。その辺は、ふたつ星というのがどんだけぐらいの長さで多良には4分から7分

と言われましたけど、それでメリットがあるのかなと思って。

こっちを通過して帰りは大村から武雄、本当に四、五分の間ですよ。そのイベント自体をどういうふうに持っていくのか。この前聞いた話では、浜はもっと止まるらしかですね。浜のイベントは聞いてらっしゃらないですか、浜駅でのイベント。聞いてない。

ほんだら、昔ビール列車とか、今日西田君おらんですけども、西田さんがおるときにビール列車とかなんとかやりよったんですが、そういうふうなやり方をしてお客様にうち辺りの町のPRをできるのはいいかと思うんですが、果たして9月23日、西九州ルート開業の日に長崎本線のこのふたつ星に乗られるお客様がおいでになるのかということをおは危惧してるという、その辺はどのように考えておりますか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

西九州新幹線が開通いたしまして、そのお客様がこちらのほうに流れてくるという見込みも立ちますけれども、またこちらが新幹線の、言い方は悪いですが裏通りというような形にもなるところでございまして、そういったところでどうやってこちらのほうにお客様を呼び込むかというようなことでもございますけれども、何も企画列車がなかったら何のチャンスもないというところでもございますが、JR九州がこういった企画列車をつくっていただきましたので、これに乗っからない手はないというところでもございます。この企画列車自体については、運行は太良町は何もお金を出さなくてもJRがやってくれるものですから、それに乗っかってチャンスをつかむことができるといってやらせていただいております。

なかなか、西九州新幹線のお客様がそのままこのふたつ星に乗ってこられるというのはあまり考えにくいのかなと私も個人的には思いますけれども、相乗効果として少しでもお客様が増えるようにというふうなことで頑張ろうと思っておるところでございまして。御理解をよろしく願いいたします。

○11番（久保繁幸君）

消耗品と観光用備品、合わせて42万円ぐらいなんですけど、武雄のほうで使ったほうがよっぽどましじゃないですか、うちのほうの町のPRを。その辺も考えて今後模索をしていただければ幾らか太良町を売れるんではなかるうかと思っておりますので、その辺も考えていただきたいというふうに申し入れておきます。

以上です。

○7番（田川 浩君）

すみません。

JRの話が出たのでちょっと聞きたいと思うんですけど、9月23日に西九州新幹線長崎ルートが開通した後、現在の肥前山口駅から諫早間というのは並行在来線の扱いになるということで、ここのダイヤがどうなるかというのが、今町民の方々は本当にもやもや、やきも

きされております。

それで、今回実は西田議員のほうから一般質問が出ておりましたのでそこで少しでも明らかにされるかなと思いましたが、取下げということで、ここで1点だけ聞いておきたいと思しますので、ちょっとよろしいでしょうか。

まず、太良町の場合は特急が止まらなくなりますので、普通列車のディーゼルの本数です、これがどうなるかということと、あと乗り継ぎです。ここら辺、佐賀のほうから来ますと肥前浜までは電化が残るということで、そこからこっちがディーゼルの区間になるということで、どこで乗り継ぎをしないといけないのか、また時間帯によってどうなるのか。

というのは、町民さんのほうでも、実はJRさんは通常は6月末ぐらいに発表なんですけど、ただ今回は4月末ぐらいですかね、マスコミ紙上で、各駅の時刻表は貼るようになりました。要するに、それを見てその各沿線の方々がパブリックコメントなり意見をくださいということで、通常よりも2か月前には発表がありましたけど、それは各駅の時刻表しか貼ってないものでつながった時刻表というのはいないんです。だから、私も全部写真を撮りましたが、これはどうなるんだろうと。どこをどう行ってどうやって乗り継げばいいんだろうというのがちょっと分かりにくかったので、もし本数と乗り継ぎのほうを担当のほうで把握しておられる分でもいいですので、これもまだ見通しだと思いますので、まだ決定ではございませんので見通しの分でもいいですので、分かる分だけでも教えてもらえればと思いますけれど。よろしくお願いします。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

詳しい資料を持ってきておりませんので、記憶している範囲でお答えさせていただきたいと思えます。

まず、普通列車の本数でございますけれども、現行よりも9月23日以降は、上下合わせて3本ほど普通列車が増加する見込みでございます。

それと、乗り継ぎでございますけれども、肥前浜からこちら側はもう電車は通らないので、ディーゼル車が走るようになります。ディーゼル車が走るようになるということは、必ず浜で乗換えが必要になるというようなことでございます。

また、乗り継ぎの関係上、ほかのダイヤとの関係上、肥前山口でも乗り換える必要が生じます。そういったことから、通常は例えば佐賀のほうの高校に通われる方は、多良または大浦で乗ったらまず浜で乗り換えて、そして山口で乗り換えて佐賀まで行くというのが通常パターンでございますけれども、今回JRとの協議の中でなるべく乗換えを減らしてほしいというような要望が少し通りまして、通勤、通学の時間帯については浜での乗換えはせずにディーゼル車がそのまま肥前山口まで行くということで、肥前山口までは直行で行ける時間帯が朝のうちはあります。

逆に、帰りのほうでございますけれども、例えば鹿島駅に行ったら鹿島駅の時刻表が貼ってあるわけですが、下りには、多良方面には肥前浜行きって書いてあるわけです。なので、親御さんや生徒さんたちは、それを見てもう肥前浜までしか行かないと、それ以降はもう親御さんに迎えに来てもらわんといかんことになるばい、9月はというよううわさも流れましたけれどもこれは間違いでございまして、肥前浜で止まった電車は、全便ホームの対面でディーゼル車が待っております。待ち時間もそれほど長くございません。乗換えは増えますけれども、確実に多良、大浦まで帰ってこれるダイヤが編成されておるところでございます。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

本数については、3本ほど増えると、今のところは。それと、あと乗換えにしても本来であれば浜で乗換えや肥前山口で乗換えということでしょうけど、通学とか通勤の時間帯では肥前山口までディーゼルが行ってもらう場合もあるということ。それとあと、佐賀の方面から来るときは、浜駅まで来たら対面で待っているということですね。

ということは、今のところは、まだ確定ではないでしょうけどそんなに危惧していたほどのあれはないかなと思ってるんですけど、結局最終的にこのダイヤが決まったり町のほうに説明があったりというのは、今後のスケジュールというのはどうなってるんでしょうか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

確定的な通知というのはJRのほうからは受けておりません。新幹線とか、あとリレーかもめでしたっけ、あの辺の全体的な説明は先日ありましたけれども、個別の時間ダイヤについては、それ以上の説明は今のところありません。ただ、8月にはホームページ上で確認できるようにJRのほうで情報をアップするというふうなことを聞いておるところでございます。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

すみません。

8月にホームページ上でJRさんのほうでアップするということでした。

今は運行に対することでしたけれど、今日は聞きませんが、そのほか下のもの、施設ですとか、長崎県と佐賀県でつくった管理センターというのがあってそこでやっていくと。

いろいろこれから大変なこともあると思いますけれど、住民さんにとって利便性が低下しないような動きを注視しておいてもらいたいと思います。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

ふたつ星列車について伺いたいというか、質問したいというふうに思ってますけれども、ふたつ星列車については、先日の委員長報告でも話をしましたように土、日、月というのと祝日には運行されるという話で、多良駅には7分間止まるというようなことでした。止まる駅では乗り降りもできるというようなことですので、それをざっと計算したら、7分掛ける3掛けて4週間と見れば、大体1時間半ぐらいになります。1回は7分ですけども、たかが7分ですけどもされど7分といいますか、そういう状況になってます。その分時間がありますので、何ができるか今のところ分からないと思いますけれども、ぜひ運行スケジュールに沿った太良町の取組を行ってもらいたいというふうに思ってますけれども、それについてはいかがでしょうか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

ふたつ星の運行につきましては、金、土、日、月ぐらいを9月、10月、11月は大体こんなふうに走りますよという情報はJRからいただいております。これに毎日7分間行くというのはほぼ不可能でございます。なので、一定日取りを決めまして、7分間の間でできることが何があるのかということは今から検討してまいりますけれども、今の検討の中で考えているのは、先ほども少し答弁をいたしました、停車したら観光協会や町の職員が乗り込んでいってそこで町をPRすると。一緒に乗り込んで7分で降りてくるんじゃないかと、ずっと一緒に乗って下って長崎方面まで乗っていくと。その分の乗車賃は要らないということもJRから聞いておりますので、その車内でPRをしていきたいなというふうに今思っているところでございます。どうなるかちょっと分からないんですけど、今のところはそんなふうに思っているところでございます。

また、せっかく来る観光列車でございますので、太良町にいい印象を持っていただきたいというのもありますので、歓迎の横断幕とか町民の皆さんにもふたつ星が見えたらちょっと手を振ってもらえませんかというようなチラシもやってみようかなというふうには思っているところでございます。

なるべく物産のPRもですけども、町自体の雰囲気もいいよというところをPRできればいいんじゃないかなというふうに担当のほうでは思っているところでございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

観光協会と関係団体あたりとも話合いを行って、前向きな対応をぜひお願いしたいというふうに思います。

○10番（川下武則君）

8ページにコロナの件で国庫補助金でまた載ってるんですけど、1回目のときには接種率が非常に良かったと思うんですけど、2回目、3回目と接種率が落ちてるような話を聞いて

んですけど、現在2回目を打った人が何%か、3回目を打った人が何%か。

また、太良町では今はゼロなんですけど、この1週間ぐらいゼロなんですけどその前はずっと2人とか3人とか、多いときには6人、7人というコロナやったんですけど、とにかく健康増進課では、町民の命と財産を守つとが使命みたいな感じと思うんですけど、課長、この進め具合はどういうふうを考えていらっしゃるか、お願いします。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

5月末現在の接種状況でございますけど、まず1回目の接種率につきましては、5歳以上の方で86.6%の接種をいただいております。次に、12歳以上につきましても90.8%の接種者があっております。一番多いのが65歳以上の方です。この方々が97.2%の接種をされております。

次に、2回目の接種につきましても、5歳以上が86.1%、12歳以上につきましても90.4%、65歳以上につきましても96.9%の接種をいただいております。

3回目の接種状況につきましては、12歳以上が72.0%、18歳以上の方で75.1%、65歳以上の方で91%の接種をいただいております。

以上でございます。

○10番（川下武則君）

私が思った以上に接種率はあるみたいなんですけど、5歳以上の子供さんも1回目、2回目、3回目という感じで4回目も推進されるんでしょうか、どうでしょうか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

今、議員御指摘の質問でございますけど、今回皆さん方のお宅のほうに全戸配布ということで4回目の接種のお知らせが届いているかと思えます。

今回の4回目の接種につきましては、まず該当の方につきましては、3回目を接種されて5か月を経過された方が大前提でございます。次に、対象者につきましては60歳以上の方が対象になっております。それと、あと18歳以上で65歳未満の方、18から64歳の方の基礎疾患をお持ちの方、この方々も対象となっております。それと、あと医師が重症化リスクが高いと認める方が今回の対象となっております。

以上でございます。

○8番（江口孝二君）

20ページの農林水産業費の補助金434万2,000円についてお尋ねします。

これは、ノリ漁業者と漁船漁業の方に対する補助金ということなんですけど、まず対象者が何名おられるのか、またその額は幾らなのか、この算出根拠をお尋ねします。

○農林水産課長（今田 徹君）

お答えいたします。

まず、ノリ漁業者に対しての支援ですけど、多良が15人、大浦が5人の計20人となっております。

あと、漁網の購入の経費ということで多良が30件、大浦が140件、計170件となっております。

ノリ関係の補助ですけど、昨年度のカキ殻糸状体とそのカキ殻糸状体をつるす袋の経費といたしまして約520万円程度使用されておりました、その半額補助ということで264万1,167円というふうに計算をしております。

あと、漁網の経費については、漁家1経営体につき漁網の購入費1万円を上限に支給するというので、予算額としては170万円の予算となっております。

以上です。

○8番（江口孝二君）

これは町のほうにも議会のほうにも要望書が出ていたと思いますけど、金額的にもう少し補助ができなかったのか。実際、先ほどから商工かれこれで非常に苦しんでいるという話をされておられましたけど、漁業者も一緒ですよ。全く昨年は収入がないんです、支出だけです。そういうところを考えたらもう少し手厚い補助ができたんじゃないかと私は思いますけど、そこら辺は課長としてはどう思いますか。

○農林水産課長（今田 徹君）

近隣の市町が約3分の1という補助と聞いておりました、半額程度でよろしいんじゃないかとは内部で協議して決めています。

以上です。

○8番（江口孝二君）

もう答弁は要らばってん、もう少し親身になって考えてもろたが。

何を根拠に、先ほど言いましたけど、上限が半額かって。そしたら、収入は全くなくてノリに関しては520万円経費が昨年かかるとる。それであるならば、520万円助けてやるとが本当の町としての気持ちじゃなからうかなと私は思いますけど。そこら辺は今後、もう決まったとばいろいろ言われはしませんけど、もう少し手厚い、これに限らずやってもらいたいと思いますけど、副町長はそこら辺はどう思われますか。

○副町長（毎原哲也君）

お答えします。

この漁業者の所得補償という件でございますけれども、一応こちらが聞いておるのは共済費で補填ができるといふ、それがどれくらいか今私の頭の中に失念していますが、それがまずできるといふことが第一としてあります。そのほかに今計上をしている予算額があるという認識であります。

これを決める段階で町長は少し上げてよかじやなかというような話だったのですが、他市町村の支給が1割、2割というお話でしたので、じゃあうちは5割にしようと、そういう経緯で今回の計上となっております。

もしこれで足りなかったら、また検討したいというふうに思います。

○8番（江口孝二君）

今の答弁で、検討されて、町長はもう少しという気持ちがあったらというとは今分かりました。

共済が幾ら出る、かけるじゃなくて、昨年全くゼロ、前年度もゼロという収入です。だから、もうノリが終わればすぐタマネギかれこれと日雇に行かれております。何かをすることも、漁業者自体も集合ができないごたつ状況であっている状況ですよ、今。だから、そこら辺を考えてみれば、もう少し寄り添った、町長だけがそがん気持ちを持つとらしても、皆さんがそれに反対すれば何もできんとやっけん、それは、そこら辺を考えてもろて皆さんが認められること、ああ、なるほどなという額になるようにやってもらいたいと思います。

これは要望ですので、もう要りません。

○3番（松崎 近君）

今のノリの件ですけど、こんなこと言っちゃ悪いけど経済建設常任委員会でも何も動いてなかったんです。本来ですと総務常任委員会ですべきことじゃないかもしれないけど、断って始めたんです。生産者から印鑑までもらった。それで、そのうちに経済建設常任委員会でやるからと、何をやるのかなと思ってたんですけど。

生産額がゼロになってるからどうするかというと、これは私の個人的な見解ですけど、共済保険が入るから一般的に保険の状況を調べとかなきゃいけないですけど、7割か8割ぐらいただったら、町内ですぐやれるとしたら条例を簡単につくるか、つくらなくても融資の形を取れるはずなんだ。その間に商売のほうはその運転資金でやって。だから、その辺のやり方は、いや、後で幾ら入るからってそういうふうなことをやる前に、タイムリーにゼロの場合どうするかと、商売を続けなきゃいけないんだよ。だから、そういうふうなことが、これは役場にもあれですけど、行政のほうもタイムリーにもうちよっと考えなきゃいけないと思います。それが1点。

それから、2点目は何話そうと思ったかな。また思い出したら手を挙げます。

答弁は要らない。

○6番（竹下泰信君）

先ほど、松崎議員のほうから経済建設常任委員が何も動いてないというような言葉を言われましたけれども、誤解を招いたらいけませんのであえて言いますけれども、経済建設委員会としてもそういうノリが厳しい状況にあるというのは把握をしまして、農林水産課長のほうとも担当部署とも話をして進めていった経緯もありますので、決してよそ見をしておっ

たわけでもありませんし対応してなかったわけでもありませんので、改めて発言をしておきます。

○8番（江口孝二君）

今の要望書の件ですけど、当初私は1月にカモの駆除をやっております。そのときにももちろん写真を撮って、ノリ網がやられてその状況も撮って漁協のほうと話をし、それで私が1人動いてもどうにもならないから経済建設で動こうという話をし、もう1月からしてるわけですよ。だからそこら辺も、松崎議員が確かに動かされたとは知っておりますけど、でも当初は経済建設でということやったけん、そこら辺は執行部の方、誤解のないようにお願いいたします。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第29号 令和4年度太良町一般会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午前10時50分 休憩

午前11時7分 再開

○議長（坂口久信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○3番（松崎 近君）

先ほど私が述べた意見につきましては、誤解を招くような表現があったということで訂正いたします。申し訳ありません。

○議長（坂口久信君）

ありがとうございました。

誤解ですので、誤解せんようにお願いします。

日程第12 議案第30号

○議長（坂口久信君）

それでは、日程第12. 議案第30号 令和4年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第

1号) についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第30号 令和4年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第13 議案第31号

○議長（坂口久信君）

日程第13. 議案第31号 令和4年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第31号 令和4年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第14 議案第32号

○議長（坂口久信君）

日程第14. 議案第32号 令和4年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議

題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第32号 令和4年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第15 閉会中の付託事件について

○議長（坂口久信君）

日程第15. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび各常任委員会委員長、議会運営委員長並びに議員定数に関する特別委員会委員長からお手元に配付いたしました別紙付託申出書のとおり、閉会中もなお継続して調査したい旨の申出がっております。

お諮りいたします。各委員長からの申出があったとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

追加議案がありますので、事務局に配付をさせます。

〔資料配付〕

○議長（坂口久信君）

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

お諮りいたします。ただいま配付いたしました議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第1 議案上程

○議長（坂口久信君）

追加日程第1. 議案の上程。

町長提案の議案第33号を上程いたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（永淵孝幸君）

議案第33号は、太良町防災行政無線整備事業請負変更契約の締結についてであります。

本案は、太良町防災行政無線整備事業について、監視カメラ設備の追加に伴う請負変更契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるものであります。

変更内容は、請負金額の増額と契約相手方の氏名変更によるものであります。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

町長の提案理由の説明は終わりました。

追加日程第2 議案第33号

○議長（坂口久信君）

追加日程第2. 議案第33号 太良町防災行政無線整備事業請負変更契約の締結についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○1番（山口一生君）

防災無線の金額の変更があると思うんですけども、この変更による増額が3,143万8,000円ということで、この内容について教えてください。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

増額の3,143万8,000円でございますけど、まず小型LTEカメラの3台分として300万円、それと静止画像の蓄積装置ということでサーバーの本体価格が640万円、それに伴うソフトウェアでございますけど、画像の取得機能として一式300万円、画像の蓄積保存機能として180万円、蓄積画像の表示機能として300万円、画像のダウンロード機能として1,500万円、この蓄積のサーバー費として1,600万円となっております。それと、映像表示用のパソコンということで一式135万円、それとカメラを設置する設置工事費等々諸経費を含んだところで653万円ということで総工費が2,858万円でありまして、それに消費税を加えた増額が

3,143万8,000円となっております。

以上です。

○1番（山口一生君）

これ、町の負担はこのうちどれぐらいになるんでしょうか。この総額が4億6,120万8,000円で、これの町の負担です。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

この総額でございますが、地方債の緊急防災・減災事業債ということで、全ての事業費のうちの起債4億5,750万円借入れの予定をしております、そのうちの元利償還金の70%分が交付税に算入されておりますので、町の持ち出しは総額の30%という計算になります。

以上です。

○1番（山口一生君）

その設備を導入した後に年間当たりの保守等があると思うんですけども、そういった費用はどれぐらいになるのか、またその費用について国からのそういった支援、補助はあるのかというところを教えてください。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

保守の点検費用でございますけど、10年の合計で試算されております、2,170万8,000円となります。

割り返せば240万円程度が年間の保守料となりますけど、この分につきましては国からの手当てはございませんで、町の持ち出し分となります。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第33号 太良町防災行政無線整備事業請負変更契約の締結について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

この際、申し上げます。

今期定例会中の質疑、質問、答弁などの発言につきまして、適宜会議録を調査し、不適切な発言があった場合には、議長において善処することを御承認願います。

お諮りいたします。本会期中に議決されました議決事件の条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

重ねてお諮りをいたします。今定例会の会議に付された事件は、全て議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、今定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。これをもちまして令和4年第3回太良町議会定例会第2回を閉会をいたします。

午前11時18分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 田 川 浩

署名議員 所 賀 廣

署名議員 川 下 武 則